

第23回盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成24年10月1日(月)午後1時30分から午後3時50分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

一戸俊行, 太田秀栄, 小倉良一, 小野寺宏, 貝原信之, 亀井千枝子, 小島直久, 咲間まり子, 高橋宏昇, 中島真一郎, 長谷川誠, 藤本幸二, 堀田秀一, 前田則夫, 山口敏明, 横山ユウ, 吉江暢洋, 吉田勝弘

(五十音順, 敬称略)

(盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(説明者)

今野地裁事務局長, 佐藤家裁事務局長, 高橋民事首席書記官, 小野刑事首席書記官, 秋山首席家裁調査官, 藤原家裁首席書記官, 長沼地裁事務局次長, 黒坂家裁事務局次長

(庶務)

今井地裁総務課長, 田母神家裁総務課課長補佐, 一郷地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

- 1 開会の言葉(総務課長)
- 2 委員長あいさつ
- 3 新任委員紹介
- 4 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として地裁委員会では貝原委員が、家裁委員会では堀田委員がそれぞれ指名された。

5 協議テーマ「調停制度 90 周年」の意見交換等

(1) 基本説明等

以下の事項について説明

- ア 調停制度の歴史
- イ 紛争を解決する手段としての調停
- ウ 広報用DVD「雨あがり」視聴
- エ 調停委員会について
- オ 民事調停手続の利用状況
- カ 家事調停手続の利用状況

(2) 調停委員から見た調停手続（横山委員）

広報用DVDの内容は、日常我々が行っていることとそう大きく変わはない。自然で和やかな話し合いが進行していると感じた。ただし、この調停は別居解消というハッピーエンドで一応の終結をみているが、現実の調停は中々このような形では終わらない。そこで、日頃私が考えている当事者と家事調停委員の双方に関わるいくつかのことについて述べたい。

まず、調停はチームワークということが挙げられる。裁判官、書記官、調査官、そして調停委員というチームで問題解決に当たっているが、その中で当事者の方々に最初から最後まで寄り添うのは調停委員のみである。調停委員と当事者のこのような関係性から、私は、コミュニケーション、コモンセンス、コンステンシィの3Cを意識している。いずれも英語のcommonやcommonが頭につく言葉で、相手があつてのこと、あるいは共に、という意味がある言葉である。

ア コミュニケーションについて

DVDでは、事件の背景に夫婦、夫とその両親、妻と舅姑との間に話合

いがないまま長い時間が経過し、妻は家を出たが夫はその理由を聞かされていないというコミュニケーション不足が積み重なった一つの典型的な例である。調停では、このように、一時的にせよコミュニケーション力が低下している当事者と向き合うことになる。話合いが不足している当事者と、調停の掲げる「話し合いによる問題解決」という手段と手続には、最初から困難性が予想される。どのようにして失われているコミュニケーション力や当事者の問題解決能力を回復するか。そこで問われるのは、当事者のそういう力を引き出す能力、即ち、調停というコミュニケーションの場で、それを引き出す調停委員の能力である。

調停委員が学び続けていることに「傾聴」と「共感」というものがある。この二つにより、当事者は自分の感情を整理し、考えをまとめ、筋道立てて考えることができるようになるのである。この点は、DVDでも表現されているとおりである。さらに、言葉だけではなく、当事者の表情や仕草が語ることを敏感に捉え、発せられる言葉と心の底に隠されている真意が同じかどうかを見分け、時には、当事者がとつとつと、あるいはくどくどと語る中に言いたいことを瞬時に捉える、そういう広い意味でのコミュニケーション能力が調停委員には求められている。

また、別席調停を行う場合には、一方の当事者の話したことを単純かつ明快に他方の当事者に伝えるという能力も問われる。

イ コモンセンスについて

常識とか、その社会の多数の人々に共有されている考え方などと表現される言葉であるが、裁判所の調停は、それに良識を備えたコモンセンスが発揮されなければならない場であると考えている。現在、調停において、子の親権を巡り熾烈なバトルが展開されることは日常的であるものの、養育費を払わないという主張を貫き通す親も、子の面会交流の意義を頭から否定する親もほとんどいない。しかし、色々なデータを見ると、協議離婚

では、未だにこの点が考えられていない例が多いように感じられる。これはやはり、裁判所が非常に長い年月をかけて「子の最善の利益」を標榜し、実際の調停の話し合いの過程でも、根気強く説明し、説得することで、単なる「世間並み」や「当事者間の合意」ではない、良識と理念を備えた解決につながっていったことの積み重ねである。さらに、裁判所で話し合う時には無理難題は通らないという社会的な合意ができているためでもあると感じている。

ウ コンシンセンティについて

調停はケース・バイ・ケースの解決であると言われるし、実際に、個々の事情を汲み取った実現可能と思われる解決を目指している。コンシンセンティとは、首尾一貫とか「ぶれない」という意味合いの言葉であるが、調停委員は、つい、当事者の話に前のめりになったり、自分の価値観を当事者に押し付けてしまいそうになることもある。また、調停委員は自分が担当したケースについては隅々まで熟知できるものの、果たしてそのケースが裁判所の理念との関係で十分に整合性を備えているかということになると、裁判官や書記官、調査官と相談するが多く、裁判官らの「ぶれない姿勢」に学ぶことが多い。

調停委員が苦労するのは、実は、当事者間の紛争の激しさと言うよりは、ケース・バイ・ケースの裁量と前述したような「子の最善の利益を守る」といった理念とをどう沿わせるかということではないかと思う。「かくあってほしい」と願う思いと、今そこにある事実を汲み取るリアリスティックな目をどう調整するかというところに調停委員の力が問われると感じている。

(3) 法改正後の調停手続（堀田委員）

家事事件手続法の施行による家事調停手続及び家事審判手続の変更点について説明

(4) 裁判所の広報について

調停制度 90 周年行事「おでんせ模擬調停」及び裁判所の手続案内チラシの配布活動について説明

(5) 意見交換

協議テーマ等に関し、概ね、次のような意見交換がなされた。

以下 が委員、 が説明者（委員）、 が説明者（庶務）の発言

東京の裁判所のことであるが、遺産分割調停について、特段課題があるとは思われないので次回期日まで 2か月も間が空いた、という例を聞いたことがある。私の感覚では長いと感じるが、この期間は平均的なものなのか。

盛岡家裁では、多くの場合、1か月後に次回期日が指定されていると思われる。2か月も間が空くというのは、例えば、次回期日までの準備に時間を要する場合、具体的に言うと、一方の当事者がある程度の準備期間を必要とし、もう一方の当事者がその結果を受けて更に検討する期間を必要としているといった場合である。

盛岡家裁では 1か月後に指定されると聞いて安心した。

岩手県内の調停委員の数は足りているのか。

調停委員の数が足りなくて期日が入らないという状況にはない。

調停委員の勤務日は 1か月にどれくらいあるのか。

民事と家事を兼務している調停委員の場合、多い時には月 10 回程度ではないかと思われる。

東日本大震災の復興に対応するためにも、調停委員の充実を図っていただきたい。

調停委員を選任する手続や基準はどうなっているのか。

具体的には、各裁判所において、係属する調停事件の傾向の分析を行い、どういった分野の調停委員が必要かを検討し、例えば、専門分野の場合に

は、弁護士会や司法書士会、税理士会といった専門家の協会等に候補者の推薦を依頼し、そこから推薦された方について、調停委員として御協力いただけるか等の事情を聴取させていただいた上で最高裁判所に推薦し、最高裁判所において任命手続を行うことになっている。

また、御指摘のように、被災地の復興が進むにつれ、不動産関係などの専門家がより多く必要になることも予想されるところ、昨年から候補者の発掘作業を行い、今年4月に2人の専門家の調停委員を任命できたという状況にある。

なお、管内の支部等では、裁判所の近くに必要な専門家がいないという場合もあるが、そういった時には、庁を超えて、県内全域で調停委員として従事していただく態勢になっている。

(6) 震災後の事件動向等について

震災後の事件動向及び被災地域における司法ニーズ把握のための取り組みについて説明

第5 次回委員会について

地裁委員会及び家裁委員会について、それぞれ平成25年2月頃に開催することとした（テーマ未定）。

以上